

日本脊椎脊髄病学会委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本脊椎脊髄病学会（以下「本学会」という。）定款第59条により必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 会務を円滑に実施するため、理事会の諮問に応じ重要事項を審議し、又は評議員総会議決事項の執行に当たり、理事会を補佐するための委員会を設置する。

2. 委員会の設置が決定したならば、理事長は速やかに少なくとも理事1名を含む委員を選定し、理事会の議を経てこれを任命する。

(委員会の種類)

第3条 本学会の委員会の名称は、別表に掲げるとおりとする。

(構成)

第4条 委員長は、委員の中の互選で選任される。ただし理事が兼務することもできる。

委員長は2つ以上の委員会の委員長を兼ねることができない。

2. 委員会の業務を推進するために、顧問を置くことができる。
3. 委員会が必要と認めたときは、当該機関の構成員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(委嘱)

第5条 委員長は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員長、委員及び顧問の任期は、2年とし、重任、再任を妨げない。ただし、それぞれ原則として連続2期就任時65歳を超えることができない。

(委員の交代)

第7条 委員の交代にあたり各委員会は交代委員数の2倍の委員候補者を選び、そのリストを理事長に提出する。

2. 理事長は新委員の選出にあたり前項の委員候補者リストを参考として選定し、理事会の議を経て任命する。
3. 新委員の決定までは旧委員会が活動を行う。

(定足数)

第8条 委員会は、委員現在数の過半数の出席（委任状による出席を含む）をもって成立する。

2. 前項の規定にかかわらず、評議員を選出するための評議員選考委員会は、委員現在数の過半数以上の出席をもって成立し、委任は認めない。

3. 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第9条 委員長は、審議内容及び活動状況をすみやかに理事長に報告しなければならない。

2. 委員会の議事は、原則として公開する。

(小委員会)

第10条 委員会は、次のいずれかに該当するときは、小委員会を置くことができる。

- (1) 理事会が、設置の目的を示してこれを決議し、理事長又は委員長がその必要性を認めたとき。
- (2) 当該委員会の構成員の3分の1以上から、設置の目的を示して請求を受けたとき。
 2. 委員長は、小委員会を設置したときには、理事会に報告しなければならない。
 3. 小委員会の委員長は、当該小委員会が所属する委員会の委員をもって充てる。
 4. 小委員会の委員は、委員長の推薦により理事長が選任する。
 5. 小委員会の委員の任期は、2年とし、重任、再任を妨げない。

(作業部会)

第11条 委員会は、その任務を分担するために、作業部会を置くことができる。

2. 委員長は、作業部会を設置したときには、理事会に報告しなければならない。
3. 作業部会の委員長は、当該作業部会が所属する委員会の委員をもって充てる。
4. 作業部会の委員は、委員長の推薦により理事長が選任する。
5. 作業部会は、所掌業務が終了したときをもって解散するものとする。

(経費)

第12条 委員会の活動にかかる経費は、本学会が負担する。

(規則の変更)

第13条 この規則は、理事会の議を経て、変更又は廃止することができる。

附則 この規則は、平成22年3月6日から施行する。

別表